

1 提出書類

		建設工事	設計等	チェック欄		連絡事項	
				申請者	行政庁		
①	建設工事等競争入札参加資格審査申請書	◎	◎	□	□		
②	経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の写し ・審査基準日が平成29年9月2日以降である ・希望する資格に対応する建設業の許可に完成工事高がある ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険のすべてが加入又は適用除外である。 社会保険等に加入したことが確認できる書類及び直近の保険料領収書の写し(経審で保険等未加入の方)	◎		□	□		
③	事業経歴書		◎	□	□		
④	身分証明書の写し(個人事業主の方) 市区町村長発行のもの	○	○	□	□		
⑤	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し(法人の方) 申請日前3月以内のもの	◎	◎	□	□		
⑥	許可登録に関する証明書の写し 建設業許可通知書の写し 審査基準日において、希望する資格に対応する許可を受けており、かつ、その許可を受けてから2年以上その事業を営んでいる 更新前の建設業許可通知書の写し(2年以上の継続を確認できない場合) 営業所一覧表の写し 一部廃業届の写し 建築士事務所登録申請書(控)等の写し(建築設計を希望する方) 測量業者登録通知書の写し(測量を希望する方) 各種登録通知書の写し(土木設計、地質調査、技術資料作成を希望する方)	◎		□	□		
		○		□	□		
		◎		□	□		
		○		□	□		
			○		□	□	
			○		□	□	
⑦	道税に滞納がないことの証明書の写し(要原本提示) 申請日前3月以内のもの。道に納税義務のない方は、本店都府県の法人事業税の納税証明書	◎	◎	□	□		
⑧	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の写し(要原本提示) 申請日前3月以内のもの。証明書は「その3」又は「その3の3」(法人用)、「その3の2」(個人用)	◎	◎	□	□		
⑨	誓約書	◎	◎	□	□		
⑩	社会保険等適用除外申出書		○	□	□		
⑪	委任状(行政書士による代理申請の場合)	○	○	□	□		
⑫	建設工事等競争入札参加資格審査申請書付票(2部 ※うち1部は申請者控)	◎	◎	□	□		
⑬	技術・社会的要素審査項目申告書 通年雇用化申告書の写し、高年齢継続雇用確認申告書、一般事業主行動計画策定届(次世代)の写し、北海道あったかファミリー応援企業登録証の写し、一般事業主行動計画策定届(女性活躍)の写し、北海道なでしこ応援企業認定証の写し、担い手の確保確認申告書、人材育成確認申告書、地域貢献活動等確認申告書、北海道障がい者就労支援企業認定書の写し、エコアクション21・HES規格の登録証の写し、安全・安心への貢献確認申告書、災害時の対応(施設管理者の証明)	○		□	□		
⑭	合併(事業譲渡)に関する届出書及び評定数値の調整に係る申出書	○		□	□		
⑮	最上位等級の区分に関する申出書(一般土木工事を希望する方で該当する場合)	○		□	□		
⑯	申請書類確認票	◎	◎	□	□		
⑰	業態調書(2部 ※うち1部は申請者控)(個人事業主、協同組合等を除く)	◎	◎	□	□		
(協同組合等の場合は、上記書類のほか次の書類が必要です)							
⑱	組合構成員名簿	◎	◎	□	□		
⑲	官公需適格組合証明書の写し(適格組合の証明を受けている場合)	○	○	□	□		
⑳	当該組合の定款の写し	◎	◎	□	□		
㉑	評定数値の調整に係る申出書(調整を希望する場合)	○	○	□	□		

2 提示書類

	建設工事	設計等	申請者	行政庁	連絡事項
審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいることを証する書類 H30.1.1以前に履行した契約書又は請書を、資格の種類ごとに1件 (※各種登録規定による登録が1年以上前である場合は登録証等の写し)		◎	□	□	
審査基準日の直前1年間に事業高があったことを証する書類 H30.1.1～同年12.31の間に履行した契約書又は請書を資格の種類ごとに1件		◎	□	□	
従業員数が3人以上であることを証する書類(個人の方)		○	□	□	
造林が含まれる工事のうち造林の事業高を証する書類(造林を希望する方)		○	□	□	
社会保険等の加入状況が確認できる書面(設計等7種のみを希望する方) 社会保険…領収書、納入告知書、資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書等 雇用保険…概算・確定保険料申告書及び領収済通知書等		○	□	□	

審査基準日：平成31年1月1日

◎印は全ての方、○印は該当する方が、提出(又は提示)

- ・上記表のチェック「申請者」欄をチェックの上、本票を申請書とともに提出してください。
- ・提出書類のうち、①～⑪、⑱～⑳をA4ファイル(赤色)に綴じて、㉒～㉓と提示書類とともに持参してください。
- ・書類に不備があった場合は、本票をお返しますので、不足書類とともに、必ず本票を再提出してください。

※行政庁記入欄 連絡先：

(TEL：

FAX：

担当者：

) 審査年月日： 年 月 日